

# 経 済 産 業 省

平成 30 年 9 月 21 日

20180920製局第1号

経済産業省製造産業局長

## 特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 69 号）の施行に伴い、同法による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号。以下「オゾン層保護法」という。）第 2 条第 2 項で定める特定物質代替物質の同法第 4 条第 1 項に基づく製造数量の許可及び同法第 6 条に基づく輸入の承認・割当て等の運用を以下により行うこととする。

### 1. 総則

(1) 基本的な運用方法として、個別の事業者に対して、消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）を基準とした割当ての上限値（以下「申請基準値」という。）を、過去の消費量実績を用いて、「2. 基本的運用」に定める計算方法により設定し、これを毎年削減することとする。

毎年の申請基準値の削減率は、事業者間で原則一律とし、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）第 3 条第 1 項に基づき定められたフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成 26 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 87 号）による使用見通し（以下「使用見通し」という。）との整合性を取りつつ、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の平成 28(2016)年改正（以下「キガリ改正」という。）に基づく我が国の削減義務を確実に達成できるよう設定する。

(2) 例外的な運用方法として、基本的運用の結果、国の消費量の基準限度との差異により生じる余裕分を用い、基本的運用による各事業者への割当てとは別に、突発的な事情への対応、低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与、研究開発用など例外的用途、新規参入者及び輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入を行う場合に係る割当てを行う。

(3) 製造数量は、国の生産量の基準限度の範囲内で、各事業者の消費量の割当て結果や製造数量の申請等を踏まえ、個別調整による割当てを行う。

## 2. 基本的運用

### (1) 平成 31 (2019) 年の申請基準値

平成 31 (2019) 年の申請基準値は、各事業者の消費量実績を基準として、次の式により算出する。

$$\text{平成 31 (2019) 年の申請基準値} = C_{av} \times (1 - \alpha)^{2019-n}$$

$C_{av}$  : 平成 23 (2011) ~ 30 (2018) 年間で申請者が任意に選択した連続する 3 年間の消費量実績の平均値

$n$  : 平成 23 (2011) ~ 30 (2018) 年間で申請者が任意に選択した連続する 3 年間のうち中間の西暦年

削減率  $\alpha$  :  $1 - \sqrt[8.25]{\text{平成 32 (2020) 年度の使用見通し} / \text{平成 23 (2011) ~ 25 (2013) 年の消費量実績の平均}}$

なお、平成 28 (2016) ~ 30 (2018) 年の各年について、次の式により「みなし申請基準値」を計算し、その 3 年間のみなし申請基準値の平均と消費量実績の平均との乖離が、3 年間のみなし申請基準値の平均の 2 割に相当する数値を超えた場合には、平成 31 (2019) 年の申請基準値について過剰となる量を差し引く。

$$\text{平成 30 (2018) 年みなし申請基準値} = C_{av} \times (1 - \alpha)^{2018-n}$$

$$\text{平成 29 (2017) 年みなし申請基準値} = C_{av} \times (1 - \alpha)^{2017-n}$$

$$\text{平成 28 (2016) 年みなし申請基準値} = C_{av} \times (1 - \alpha)^{2016-n}$$

### (2) 平成 32 (2020) 年以降の申請基準値及び削減率

平成 32 (2020) 年以降の毎年の各事業者の申請基準値及び削減率は、次の式により算出する。

#### ① 平成 32 (2020) 年の申請基準値

$$\text{平成 32 (2020) 年の申請基準値} = \text{平成 31 (2019) 年の申請基準値} \times (1 - \alpha)$$

削減率  $\alpha$  :  $1 - \sqrt[8.25]{\text{平成 32 (2020) 年度の使用見通し} / \text{平成 23 (2011) ~ 25 (2013) 年の消費量実績の平均}}$

#### ② 平成 33 (2021) ~ 37 (2025) 年の申請基準値

$$n \text{ 年の申請基準値} = n-1 \text{ 年の申請基準値} \times (1 - \beta)$$

削減率  $\beta$  :  $1 - \sqrt[5]{\text{平成 37 (2025) 年の使用見通し} / \text{平成 32 (2020) 年の消費量実績の見通し}}$

#### ③ 平成 38 (2026) 年以降の申請基準値

$$n \text{ 年の申請基準値} = n-1 \text{ 年の申請基準値} \times (1 - \gamma)$$

削減率  $\gamma$  : 今後設定される平成 41 (2029) 年の使用見通しにより、削減率  $\beta$  と同様の考え方をを用いて算出。

### (3) 申請基準値への消費量実績の反映方法

各事業者について、直近過去3年間の申請基準値の平均と消費量実績の平均との乖離が、申請基準値の平均の2割に相当する数値を超えた場合には、当年の割当てに用いる申請基準値について過剰となる量を切り下げる。

この計算の際に用いる前年分の消費量実績は、申請時点での見込み値の使用を可能とするが、後に実績報告との整合を検証することとし、検証の結果、実績値を用いれば申請基準値の切り下げ対象であった場合は、翌年分の割当て審査で申請基準値の切り下げを検討する。

また、平成32(2020)年、平成33(2021)年分の申請基準値の計算において、消費量実績を反映する際には、平成31(2019)年の申請基準値を基に、次の式により、平成30(2018)年、平成29(2017)年に係る「みなし申請基準値」を算出し、それをを用いて直近過去3年間の申請基準値の平均と消費量実績の平均との比較により切り下げを判断する。

$$\text{平成30(2018)年みなし申請基準値} = \text{平成31(2019)年の申請基準値} / (1 - \alpha)$$

$$\text{平成29(2017)年みなし申請基準値} = \text{平成31(2019)年の申請基準値} / (1 - \alpha)^2$$

$$\text{削減率 } \alpha : 1 - \sqrt[8.25]{(\text{平成32(2020)年度の使用見通し} / \text{平成23(2011)～25(2013)年の消費量実績の平均})}$$

#### (4) 割当て決定の手順

割当て申請者のうち、以下に該当する者は、個別調整を要するため、オゾン層保護法に基づく製造数量許可及び輸入承認・割当ての申請に先立ち、内示申請書の提出を求め事前審査を行う対象とする。

①製造数量割当ての申請者

②直近過去3年間の申請基準値(みなし申請基準値を含む)の平均と消費量実績の平均との間に2割を超える乖離がある事業者

事前審査では、必要に応じてヒアリングを行い、各申請者に対し、当該年の申請基準値並びに①の場合には製造数量の上限値及びその内の輸出数量分を内示する。

オゾン層保護法に基づく製造数量許可及び輸入承認・割当ての申請に対しては、上記の事前審査対象者には内示した申請基準値、製造数量の上限値及び特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の範囲内で、それ以外の申請者には前年の申請基準値に(2)で算出した削減率を乗じて計算した申請基準値及び特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の範囲内で、それぞれ製造数量許可及び輸入承認・割当てを行う。

これらの申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づく公示。以下同じ。)で定める申請受付期間内において受け付ける。

平成31(2019)年分の割当てにおいては、全ての申請者について、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表する。なお、特定物質代替物質ごとの輸入数量は申請基準値の範囲内で事業者が任意に設定できることとするが、内示後に市況の変化等により特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の変更等、内示された上限値の変更が必要な場合は、改めて申請を受け付け、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表する。

### (5) 申請基準値の融通、譲渡

事業者間での申請基準値の融通や譲渡は、企業結合や事業譲渡等の特別な事情がある場合を除き、認めない。

## 3. 例外的運用

### (1) 突発的事情への対応

各事業者単独では対応が難しい突発的事情により、安定供給の確保のため、各事業者の申請基準値を超えて製造数量及び輸入数量の割当てを要する場合には、その事由について個別に審査の上、適当と認められた場合には、申請基準値に基づく基本的運用とは別枠で、必要量の割当てを行う。

割当て申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表で定める申請受付期間内において受け付ける。また、この本申請に先立ち、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表する。加えて、その割当て結果は基本的運用における申請基準値には影響を与えないものとして扱う。仮に、当該事由が翌年も継続し、割当てを必要とするような場合には、改めて申請を受け付け、審査を行う。

なお、本割当ての審査対象となる事由の例としては、事故による製造施設の停止等で急遽、他事業者に振替製造を依頼する場合や、異常な猛暑等により国全体の冷媒需要が大幅に上振れした場合等が挙げられる。

### (2) 低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

画期的に温室効果の低い製品（特定物質代替物質を含む低温室効果の混合冷媒等）の製造及び輸入を行う事業者に対する、インセンティブとしての追加的割当ては、当該低温室効果製品の安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、使用見通しを超えて、平成 41（2029）年以降の我が国の削減義務達成に寄与するものを対象とする。

対象とする低温室効果製品は、上記の考え方を踏まえ、個別に事業計画を審査して判断することとする。その際の具体的な確認項目は、用途、従来製品と比べたGWP（地球温暖化係数）の低減効果、経済性、省エネ性、出荷の計画及び安全性等とする。

従来製品と比べたGWPの低減効果に関する判断の目安として、以下の考え方を参考とする。なお、申請年における使用見通し相当値は、2020年度及び2025年度の使用見通しの結果から算出される値を指す。

- ①当該低温室効果製品の用途に関し、フロン排出抑制法第12条第1項に基づき、主務大臣が定める指定製品（以下「指定製品」という。）の製造業者等の判断の基準となるべき事項において目標値、目標年度が設定されている場合は、当該低温室効果製品のGWPが、下の式で計算される値を下回ること。

対象製品の目安GWP値＝（当該製品が用いられる指定製品の目標GWP値）×平成41（2029）年基準限度／目標年における使用見通し相当値

- ②指定製品の目標値、目標年度が設定されていない場合は、当該低温室効果製品のGWPが、下の式で計算される値を下回ること。

対象製品の目安GWP値＝（当該製品の用途における代表的な特定物質代替物質のGWP値）

#### ×平成 41（2029）年基準限度/申請年における使用見通し相当値

割当て申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表で定める申請受付期間内において受け付ける。また、この本申請に先立ち、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表することとするが、この事前申請は、当該年に係る基本的運用に基づく割当て内示手続きと同時に受け付け、審査、内示を行う。その上で、当該年の国の消費量枠に余裕がある場合には、当該年に入った後でも随時受け付け、先着順にて審査する。加えて、この割当て結果は基本的運用における申請基準値には影響を与えないものとして扱う。

なお、本割当てにより製造及び輸入される特定物質代替物質の用途は、審査時に認められた低温室効果製品の製造及び輸入に限定する。

#### （3）例外的用途に係る割当て

国全体の消費量に占める割合が比較的小さく、かつ現時点で代替の見通しが無い、社会的に重要性が高い一部用途（ぜんそく薬用噴進剤、消火剤等）での使用や、研究用途でごく少量を製造・輸入する場合等の例外的用途に係る製造及び輸入数量の割当てについては、審査時に認められた用途に限定した上で、個別事情を踏まえての割当てを行う。

割当て申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表で定める申請受付期間内において受け付ける。また、この本申請に先立ち、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表することとするが、この事前申請は、当該年に係る基本的運用に基づく割当て内示手続きと同時に受け付け、審査、内示を行う。その上で、当該年の国の消費量枠に余裕がある場合には、当該年に入った後でも随時受け付け、先着順にて審査する。加えて、この割当て結果は基本的運用における申請基準値には影響を与えないものとして扱う。

#### （4）新規参入者の取扱い

平成 23（2011）～平成 30（2018）年の間に消費量の実績がなく、基本的運用では申請基準値が 0 となる事業者（以下「新規参入者」という。）への割当ては、キガリ改正に基づく削減義務を達成するために国全体として特定物質代替物質の消費量を削減していく必要があることを踏まえ、慎重に判断する。

具体的には、特定物質代替物質の消費量の削減を進める国の政策を踏まえ、新規参入者の計画について、代替物質の開発及び普及状況並びに価格面などの観点で確認を行い、これに合理性が認められる場合は、国全体の基準限度の範囲内で割当てを行う。

#### （5）輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

輸出（輸出用製造数量として指定されたもの及び 2.（4）における製造数量の上限値のうち輸出数量として内示されたものを除く。以下、本項において同じ。）数量に相当する数量の輸入を行う事業者（バルクで輸入した特定物質代替物質を小分けにして輸出する事業者等）は、国内で特定物質

代替物質を消費しないことから、基本的運用による割当てとは別枠で、輸入数量の割当てを行う。この際、輸出（輸出用製造数量として指定されたものの輸出を除く。）が行われなかった場合には、国の消費量が増加することとなるため、輸入数量と同一の数量が輸出（輸出用製造数量として指定されたものの輸出を除く。）されることの証明を輸入割当ての条件とする。

輸入承認・割当ての申請にあたっては輸入発表で定める申請受付期間内において受け付ける。また、この本申請に先立ち、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表することとするが、この事前申請は当該年に係る基本的運用に基づく割当て内示手続きと同時に受け付け、審査、内示を行う。その上で、当該年に入った後でも随時受付、審査する。加えて、この割当て結果は基本的運用における申請基準値には影響を与えないものとして扱う。